

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 1 日現在

機関番号：24302

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370864

研究課題名(和文) イギリスの奴隷制廃止と奴隷所有者への賠償問題

研究課題名(英文) The Abolition of Slavery and the Compensation for Slave Owners in British West Indies

研究代表者

川分 圭子 (KAWAWAKE, Keiko)

京都府立大学・文学部・教授

研究者番号：20259419

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：近世近代のカリブ諸島では商品作物栽培農場が大規模に作られ、アフリカ黒人が奴隷労働力として使役されたこと、この奴隷制は19世紀を通して廃止されることが、知られている。しかしどのような手続きで廃止が行われたかは、知られていない。本科研では、近代の奴隷制廃止においては奴隷所有者に奴隷の金銭価値の一定割合が国家により賠償されたこと、イギリスでは奴隷所有者に融資するイギリス投資家を保護する観点からも潤沢な賠償が行われたことを、指摘した。多くの受給者はこの賠償金によりイギリス投資家への債務を弁済し、西インドと関係を絶つが、一部の西インド貿易商は回収した資金を西インドに再投資し、経済再生に一定程度貢献した。

研究成果の概要(英文)：The sugar plantation economy thrived with the slavery of Africans in the West Indies. The slavery abolished in 1833. The abolition of the slavery was proceeded with the compensation to slave owners by the national budget. The fact is not known in Japan. In this project, the researcher demonstrates that the depression of British West Indies was the main reason of the adoption of the compensation. Not only bankers and merchants but also ordinary people invested their property to the West Indies. British government needed to save such investors in Great Britain as well as the slave owners. West India Interests wanted to reduce sugar duties but sugar duties were too important revenue. The British government preferred the compensation to reducing sugar duties. The researcher also shows that some West India merchants who got the compensation money reinvested it to the sugar production. Not a large part but some of the compensation money helped reconstruct the sugar economy after the abolition.

研究分野：イギリス近代史

キーワード：イギリス史 西インド史 奴隷制廃止 カリブ諸島 近代史

### 1. 研究開始当初の背景

1833 年に行われた全イギリス領植民地に対する奴隷制廃止において奴隷所有者に賠償金が支払われたことは、20 世紀初頭までは常識的事実であったが、その後忘却され、奴隷制研究は、奴隷制廃止運動に取り組んだイギリス本国の政治家や知識人を称揚することに力点が置かれていた。その後第 2 次世界大戦後になると、第三世界出身の歴史家の台頭を受けて植民地/奴隷制の歴史は批判的検討を受けるようになったが、すでに忘却されていた賠償金問題は取り上げられることはなかった。しかし 1990 年代以降本格的に賠償制度と取り組んだ研究が、アメリカのキャサリン・バトラー、イギリスのニコラス・ドレイパーによって行われ、現在では賠償金受給者のデータベースがロンドン大学を中心に作成され、無料で公開されている。同様の動きは、フランスやオランダに関してもある。

本科研の研究代表者川分は、2013 年にドレイパー教授に会い、その研究と調査について話し合うとともに、日本でのこの歴史的事実の認識を高めること、データベースへの協力などを約束し、本科研申請を行った。

### 2. 研究の目的

バトラーとドレイパーの研究により、すでに賠償制度そのものや受給者の特定はかなり高度なレベルに達している。川分はその独自の研究の発展的可能性として、西インド不況問題と不況対策としての砂糖税減税問題、賠償のためにイギリス政府が行った借り入れの返済の過程、賠償受給者の人物像と賠償金の行方という目的を設定した。

### 3. 研究の方法

(1) の目的に関しては、イギリス議会で賠償金問題がどのように話し合われたのか、また西インド利害関係者の業界団体である西インド委員会でこの問題がどのように話し合われたのかを、並行しながら調査する必要がある。イギリス議会の調査は、日本でも見ることができるイギリス議会がインターネットで公開する議会討論を読むことで可能である。一方西インド委員会の議事録は、ロンドン大学歴史学研究所が所蔵するマイクロフィルムを読まなければならない。このため、ロンドンに 1 週間の滞在が必要であった。(在外研究 2015 年 8-9 月)

(2) の目的に関しては、議会討論だけでなくイギリス政府の歳出歳入の報告などを非常に長期的に調査する必要がある。賠償金返済は、一説には 20 世紀までかかったという議論もあるからである。その他、イギリス財政史研究で、この問題を取り上げた研究文献がないかどうかを調査した。

(3) の目的に関しては、まず川分が長年調査してきたロンドン西インド貿易商ボディントン家とその周辺のいくつかの家族に調査を集中させることとした。川分は、本

科研とは別に 2016 年度に科学研究費研究成果公開促進費(学術図書)を取得しており、ボディントン家の家族史及び経営史に関わる単著を発表する予定となっていたが、はこの単著の第 4 部と重なる内容として、調査を進めた。これについては、19-20 世紀西インド経済史の研究文献の他、植民省・財務省の政府文書、訴訟史料、イギリスと西インドの新聞の調査、その他ラテン・アメリカや鉄道など西インド貿易商が投資を転換させていく可能性のある分野に関わる一次史料/二次文献の調査が必要であった。このため、日本で二次文献、イギリスで政府文書/訴訟史料や新聞/年鑑を読むとともに、西インド現地でもこうした史料の残存状況を調査し、またそこに川分が追跡している人物やその貿易商会についての情報がないかどうか、悉皆調査を行う必要があった。

### 4. 研究成果

(1) に関しては、当初の見込み通り、西インド委員会と議会の討論を並行調査することで、1830 年代の西インド不況問題と砂糖税減税問題および賠償金制度の決定の過程には、密接な関係があったことを、証明することができた。この成果は、5. の『イギリス近世・近代史と議会制統治』第 9 章、「イギリス議会と奴隷制廃止をめぐる議論 1823-33 年」にまとめた。その結論の概要を述べると以下の通りである。

砂糖のみを生産してきたイギリス領西インドは、ナポレオン戦争終結後は、戦争終了による需要減少の他、砂糖の世界的生産拡大とそれに伴う砂糖価格の下落と、政府の自由貿易への政策転換によって、構造的な不況に陥る。西インドの砂糖生産者や貿易商は、対策として、砂糖生産価格と同額に達していた砂糖関税の削減を政府に強く求めるようになる。この税金のために、イギリスでの砂糖販売価格は原価の倍以上に達していたからである。しかし、イギリス政府は、砂糖税が最重要歳入項目であったために、減税を拒否し続けた。その一方で、西インド砂糖不況は、西インド生産者や貿易商だけでなく、イギリスの有産階級全体に大きな影響を及ぼし、金利収入の大幅低下、投資資本の喪失などがおこっていた。イギリス政府としては、こうしたイギリスの有産階級とその資産保護のために、西インド不況に対して何らかの対策をする必要に迫られていた。そうした中で、強い世論の支持を受けて奴隷制廃止が実行されることになったとき、政府は奴隷制廃止を引き金とする西インド経済の全面崩壊を防止するために、砂糖税減税ではなく、賠償金制度の設置を、より財政的に好都合な政策として、選択したと言える。この政府の意志決定の過程は、西インド委員会から政府に提出された資料やそれをめぐる政府との交渉の過程から明らかである。

(2) に関しては、本科研の期間内では、

十分な成果を出すことができなかつた。この問題に関する重要な研究文献としては、バロの1987年の論文が見つかったのみである。奴隷賠償金が当時の国家予算の4割強にあたる2千万ポンドという支出であり、単年度の支出としては莫大な額であったことはドレイパー、バトラー、ワステルによって指摘されていたが、バロによると、この奴隷賠償金の国家財政に対する影響は深刻であり、小規模な戦争に相当するものであった。他にこのような影響を国家財政に与えた事例は、戦争以外にはない。またバロはイギリス政府がこれを返済するには100年近い年月が必要だったとしているが、詳細は明らかでない。川分は、イギリスで1830年代から20世紀初頭までの財務省文書を調査したが、まだこの問題について記述した史料を見つけれられていない。

(3) については、ボディントン家とボディントン商会について、彼らが受給した奴隷賠償金をどのように使用したかを、解明することができた。その成果は、5.の『ボディントン家とイギリス近代』第4部として、公表している。その概要は以下の通りである。

ボディントン家は、総額約5万ポンドの奴隷賠償金を受け取っており、これは受給者の中でもかなり高額に属する。ボディントン家の場合は、奴隷制廃止後も西インド貿易を継続し、この奴隷賠償金を西インドの砂糖プランテーション経営の立て直しに再投下している。同家の例を見ると、奴隷賠償金は、多くの債権者に一定金額を支払うことで債権を放棄させ、それによってプランテーションに係っていた債務債権関係を整理し、プランテーションを新たな経営者へ売却して経営を刷新していくことを可能にしたといえる。その意味で、確かに奴隷賠償金の支払いには一定の効果があった。ただ、イギリス領西インドの砂糖生産は、甘蔗糖の生産地の急増、甜菜糖の登場とその生産の急拡大・生産国によるダンピング輸出などを受けて、結局消滅していく運命にあり、ボディントン商会も20世紀初頭には西インドへの投資を放棄すると見られる。結局、奴隷賠償金受給の最も重要な意味は、不況下での奴隷制廃止によってイギリス本国が受けるはずだった深刻な経済ショックを緩和することにあつたのであつて、西インド経済を根本から再編することにはなかつたと言える。ただ、奴隷賠償金の少なくとも一部が、19世紀後半に西インド経済を支えていく上で使用されていたことは、ボディントン家の事例が証明した。

に関しては、今後他の貿易商会の行動などを調査していく必要が残されている。

(4) 本科研では、以上の当初予定していた3つの目的の他に、新しい方向性を持つ成果が出た。それは、本科研初年度と本科研最終年度に行った西インド現地への在外研究(2015年5月、2016年7-8月)においてである。この在外研究によって、バルバドス、ア

ンティグア=バーブーダ、セント・キッツ=ネヴィスの3国5島を訪問した結果、西インド現地には奴隷制砂糖プランテーションの遺構がかなり残っており、それらが、一部は歴史遺産、一部はホテルなどへの改修による商業利用、一部は廃墟として単に放置、という状態におかれていることがわかつた。また地名として、かつてのプランテーション所有者の名前が残り、現地の人々もその名前がプランテーション及び奴隷所有者として自分たちの祖先を所有していた人々の名前であることを理解していること、現在の彼らと彼らの国の置かれている状況が人為的・歴史的経緯の結果であることを強く意識していることも、明らかになった。つまり西インド現地では、奴隷制の歴史は解決ずみの過ぎ去った過去ではなく、事物・記憶・政治的経済的状况を通して今なお存在している。川分は、西インド側におけるこの歴史の現存性と、イギリス側における過ぎ去った過去という認識に基づく歴史研究のあり方の落差を、新たな研究テーマとし、歴史研究にとどまらず地域研究として、旧イギリス領西インドにおける奴隷制の過去の影響を調査していきたいと考えた。そこで、これに関してすでに得られた成果を独立のものとして発表するため、2017年2月3日科研成果報告会「英語文化圏としてのカリブ諸島」を開催し、川分と、2016年度からの研究分担者山口美知代、そして新たに協力者として依頼した竹下幸男3名によって、報告を行った。またこれを、『英語文化圏としてのカリブ諸島 グローバル化の中のコロニアル・ヘリテージ -』という報告書としてまとめた。また、これに関して新しい科研を申請し、基盤研究(C)「カリブ海旧イギリス領諸国における植民地時代の事物の現存と歴史的記憶」(課題番号:17K02026)を2017年度より取得した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

川分圭子、「研究動向：イギリス家族史・個人史の伝統と現在 アマチュアと営利企業の進出する歴史学」、『京都府立大学学術報告 人文』、査読なし、66号、2014年12月、107-130頁。

〔学会発表〕(計4件)

川分圭子、「コロニアル・ヘリテージを保存するということ」、2017年2月3日、英語文化圏としてのカリブ諸島、科学研究費成果報告会、京都府立大学稲盛記念会館(京都府・京都市)

山口美知代、「旧英領西インド諸島の英語マップタスクによる調査」、2017年2月3日、英語文化圏としてのカリブ諸島、科学

研究費成果報告会、京都府立大学稲盛記念会館（京都府・京都市）

竹下幸男、「19世紀イギリスを生きたカリブ系黒人女性看護師メアリ・シーコール」、2017年2月3日、英語文化圏としてのカリブ諸島、科学研究費成果報告会、京都府立大学稲盛記念会館（京都府・京都市）

川分圭子、「失われた大義を奉じて 清教徒革命から19世紀に渡る非国教徒親族網とその政治・経済・社会的意味」、2016年12月10日、社会経済史学会近畿部会12月例会、関西大学（大阪府・吹田市）

〔図書〕（計4件）

川分圭子（編著）、吉田書店、『商業と異文化の接触 中世後期から近代におけるヨーロッパ国際商業の生成と展開』、2017年（7月刊行予定）。

川分圭子（編著）、田中プリント、『英語文化圏としてのカリブ諸島 グローバル化の中のコロニアル・ヘリテージ』、2017年、91頁。

川分圭子（単著）、京都大学学術出版会、『ボディントン家とイギリス近代 ロンドン貿易商1580-1941』、2017年、750頁。

川分圭子（共著）、吉田書店、『イギリス近世・近代史と議会制統治』、2015年、223-249頁。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

川分 圭子(KAWAWAKE, Keiko)  
京都府立大学・文学部・教授  
研究者番号：20259419

### (2) 研究分担者（2016年度のみ）

山口 美知代(YAMAGUCHI, Michiyo)  
京都府立大学・文学部・准教授  
研究者番号：50259420

### (3) 研究協力者

Draper, Nicholas  
ロンドン大学・歴史学部・教授

竹下 幸男(TAKESHITA, Yukio)  
畿央大学・教育学部・准教授